

事業用再生 ADR 手続

事業再生の円滑化を目的として、平成 19 年度産業活力再生特別措置法の改正により創設された。裁判所が関与せず、基本的に金融債権（金融機関など）だけを対象として、調整を進める手続。

(注) アイフルが 2009 年 9 月 24 日、事業再生 ADR 手続の利用申請をして、受理された。過払い債権者には影響はない。判決をとれば、あるいは交渉でも過払い金の全額回収可能。アイフルの子会社（ライフ・シティズ）も事業再生 ADR 手続利用

(注) アイフルの不動産担保ローン

従前の小口借入を一本化するという「おまとめローン」などで所有土地建物に抵当権を設定されたりする。前の借入の借換えであり、利息制限法違反の高利をとっていけば、前の借入分が過払いとなっている可能性が大きい。

(注) アエル（旧日立信販）は、2003 年 9 月東京地裁に会社更生法の適用を申請し、2004 年 6 月更生計画が認可され、2007 年 8 月更生手続を終結した。2008 年 3 月民事再生手続を申立て、2009 年 4 月再生計画が認可されたが、債権額の 5%の返済しか見込めない。

(注) 商工ローン大手のロプロ（旧日栄）が 2009 年 11 月 2 日、東京地裁に会社更生法の適用を申請した。負債総額は 218 億円。

商工ローン大手の SFCG（旧商工ファンド）は、現在破産手続中。

(注) クレディアは、2007 年 9 月、東京地裁に民事再生申立てをし、2008 年 8 月再生計画が認可された。認可された再生計画では、原則として債権額の 40%を一括で支払うが、30 万円以下の少額債権については全額支払う。届け出しなかった債権者も同様。

(注) SF コーポレーション（旧三和ファイナンス）は、2008 年 9 月に 1 回目の破産申立てをされ、破産回避のため一時期、判決や和解に基づき支払ったが、また不払いが発生したため、2009 年 3 月第 2 回破産申立てをされた。東京地裁は同年 7 月申し立てを棄却し、現在東京高裁で審理中。SF 側は判決で確定している過払い債権と申立債権の大部分を支払った。